

令和2年度 第1回足柄下採択検討会（書面会議）結果

【議事1】 役員の選出について

【結果】

議事1の役員の選出について、特に意見等がなかったため、原案のとおり承認された。

会長：箱根町教育長 對木雄一、副会長：湯河原町教育長 高橋正

【議事2】 採択方針（案）について

【結果】

議事2の採択方針（案）について、特に意見等がなかったため、原案のとおり承認された。

【議事3】 調査研究の方針（案）について

【結果】

議事3の調査研究の方針（案）について、特に意見等がなかったため、原案のとおり承認された。

【議事4】 採択までの日程（案）について

【結果】

議事4の採択までの日程（案）について、特に意見等がなかったため、原案のとおり承認された。

【議事5】 その他

教科用図書意見票について

【結果】

中学校教科用図書採択の意見聴取等について、特に意見等がなかったため、今年度も同様に実施することとした。

令和2年度 第1回足柄下採択検討会（書面会議）議事説明事項

【議事1】 役員の選出について

足柄下採択検討会規約 P 1 2

- ・規約第4条に「会長及び副会長は、委員の互選により決める。」と規定されており、1ページの委員名簿の中から選出することとなる。

事務局案では、今までの慣例により、役員は4年ごとの持ち回りで行っていることから、会長に箱根町の対木教育長を、副会長に湯河原町の高橋教育長を推薦する。

【議事2】 採択方針（案）について

資料1 教科用図書採択方針（案） P 2

- ・資料のとおり

【議事3】 調査研究の方針（案）について

資料2 教科用図書調査研究の方針（案） P 3～P 7

- ・資料のとおり

※P 4～④教科・種目別の観点については、神奈川県教育委員会の方針と同様である。

【議事4】 採択までの日程（案）について

資料3 採択までの日程（案） P 8～P 9

- ・第1回足柄下採択地区協議会及び第1回足柄下採択検討会については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み書面開催とした。
- ・調査員による調査研究については、小田原市と合同開催しており、5月21日（木）に第1回調査会が開催され、その後、5月中旬から6月下旬まで各調査員が教科用図書の調査研究を行う予定である。また、7月2日（木）に調査研究報告書の作成及び調査研究報告を行う第4回調査会を実施予定である。
- ・教科書展示会については、6月12日（金）から7月1日（水）の14日間（法定期間）実施予定である。
- ・第2回足柄下採択検討会を7月10日（金）午前10時から箱根町立郷土資料館学習室において実施予定である。この検討会では、調査員からの調査研究報告がある。調査員が14名と多いことから、報告については、1名あたり10分程度を予定している。また、午前中から開催することため、昼食は検討会で準備する。
- ・第2回足柄下採択地区協議会を7月31日（金）午前9時から箱根町立郷土資料館学習室において実施予定である。この協議会では、教科用図書採択

に向けての協議を行うものである。なお、協議会終了後、各町の教育委員会の定例会または臨時会で教科用図書の決定を行うものである。

・第3回足柄下採択検討会を8月21日（金）午後2時から箱根町立郷土資料館学習室において実施予定である。この協議会では、教科用図書の採択結果及び採択理由の報告を行うものである。

【議事5】 その他

資料4 教科用図書 意見票（例） P10～P11

・教科用図書採択について、実際に教科書を使用する学校現場の意見や展示会で教科書を閲覧した一般者からの意見を反映することを目的に、令和元年度から試行的に実施しているが、今年度についても同様に実施するもの。

なお、実施方法については、P11のとおりとする。

事務局からの連絡事項

・教科用図書採択に関する旅費については、各町教育長以外は採択地区協議会から予算の範囲内で旅費を支給するので、特に教職員は命令簿による旅費の請求をしないようお願いしたい。

・5月中旬から6月下旬にかけて行われる調査会の会場については、学校を使用する場合もあるので、協力をお願いしたい。

・採択の調査員については、第2回検討会まで非公開としているので、了承願いたい。

・次回、7月10日の第2回足柄下採択検討会では、主に調査員による調査報告を行う。調査研究の方針に沿って報告を行うが、委員の皆様もできる限り教科書見本をご覧になり検討会に参加いただきたい。各町でも見本本の展示会を行っているので、活用いただきたい。

令和2年度教科用図書足柄下採択検討会委員名簿

No.	所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	箱根町教育委員会	教育長	対木 雄一	
2	真鶴町教育委員会	教育長	牧岡 努	
3	湯河原町教育委員会	教育長	高橋 正	
4	箱根町教育委員会	委員	勝俣 正志	教育長職務代理者
5	箱根町教育委員会	委員	上野 里佳	
6	箱根町教育委員会	委員	橋口 裕子	
7	箱根町教育委員会	委員	田崎 吾郎	
8	真鶴町教育委員会	委員	瀧本 朝光	教育長職務代理者
9	真鶴町教育委員会	委員	草柳 栄子	
10	真鶴町教育委員会	委員	佐々木 美穂	
11	真鶴町教育委員会	委員	松野 司	
12	湯河原町教育委員会	委員	小松 泰子	教育長職務代理者
13	湯河原町教育委員会	委員	貴田 太史	
14	湯河原町教育委員会	委員	西山 清和	
15	湯河原町教育委員会	委員	山田 貴子	
16	足柄下郡校長会	湯河原中学校長	石井 朝方	
17	足柄下郡校長会	箱根中学校長	漆谷 義和	
18	足柄下郡教育会	真鶴中学校長	市川 麻美	
19	箱根町PTA連絡協議会	箱根中学校PTA書記	久保 由紀江	
20	真鶴町PTA連絡協議会	真鶴町小中学校PTA会長	勝山 匠	
21	湯河原町PTA連絡協議会	湯河原町PTA連絡協議会会长	島袋 克也	

教科用図書採択方針~~(案)~~

足柄下採択検討会

1 令和3年度使用教科用図書の採択について

- (1) 小学校教科用図書、中学校教科用図書及び特別支援学校教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 足柄下採択検討会は、教科用図書の採択について、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択検討会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

教科用図書調査研究の方針 (案)

1 調査研究の対象

中学校全ての教科

2 調査研究資料の作成

- (1) 足柄下採択検討会規約第7条により、調査研究のための資料作成を調査員に委嘱する。
- (2) 調査会は、調査研究を行って、採択検討会での協議に必要な資料を作成する。
- (3) 調査会は、教科用図書調査研究の観点に基づいて調査研究をする。また、学校、児童・生徒、地域等の特性も十分考慮するものとする。
- (4) 調査員による調査研究の方法は、記述方式とし、他の教科用図書との比較が公正かつ適正にできるようにするために、「配慮されている点」「工夫されている点」「優れている点」等のよさや特徴を明確にしかも具体的に記載するようとする。

3 資料に基づく協議

- (1) 採択検討会において、調査員は、調査内容について検討会で報告、説明を行う。その際、調査会は、各種目の発行者ごとに、調査内容をまとめる。
- (2) 採択検討会の資料は、調査会の資料の他に、学習指導要領、県教育委員会の資料とする。
- (3) 採択検討会委員は、種目ごとの報告が2の(3)と(4)を十分踏まえたものかどうかを検討するとともに、検討会委員としての意見を述べる。

4 教育委員会への報告

採択検討会は、教育委員会へ次の報告をする。

- (1) 調査会の資料
- (2) 検討会委員の意見
- (3) 県教育委員会資料

5 調査研究の観点

- (1) 教科・種目に共通な観点

- ① 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

② 内容と構成

- 中学校学習指導要領（平成29年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的、対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

③ 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

④ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。

□ 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 文字を正しく整えて速く書く能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社会（地図を除く）

- 生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方（地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方）」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。
- 課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

(エ) 地図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、生徒の発達の段階に即したもののが適切に取り上げられているか。
- 生徒が自主的に学習に取り組み、情報を読み取る技能及びまとめる技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 数学

- 数学的活動を通して、基礎的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し、さらにその過程を振り返り、その考えを表現して深めるための工夫や配慮がなされているか。
- 不確定な事象を取り扱うなかで、目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って判断するような題材の工夫、批判的に考察し、問題解決に取り組めるような題材の工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理科

- 観察、実験などは、3年間を通じて、科学的に探究する力の育成が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が理科の有用性を実感したり、自らの力で知識を獲得したり、また、それらを表現したりして、理解を深めて体系化していくような工夫や配慮がなされているか。
- 原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、体験的な学習活動の充実が図られるような工夫や配慮がなされているか。

(キ) 音楽

- 表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」や「B鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。
- 音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。

(ク) 美術

- 生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わることができるように工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が自ら主題を生み出して表現したり、自ら造形的な見方や考え方を働かせて鑑賞したりできるよう、表現及び鑑賞の題材に、自分らしい思いや考えをもつための工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 保健体育

- イラスト、写真、事例等の資料について、最新のデータを扱うなど信頼性があり、生徒が健康・安全について、自他の課題を発見し、解決することに役立つような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が個人生活における健康・安全について科学的に思考し、判断するとともに、筋道を立てて他者に表現できるような学習活動が取り上げられているか。

- 生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習活動の工夫や配慮がなされているか。

(コ) 技術・家庭

- 実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。
- 「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。
- 既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。

(サ) 英語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」などのコミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校と関連した構成となるよう、小学校外国語活動及び外国語科で扱った音声や語彙、表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などを、生徒の発達の段階や興味・関心に即して効果的に取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

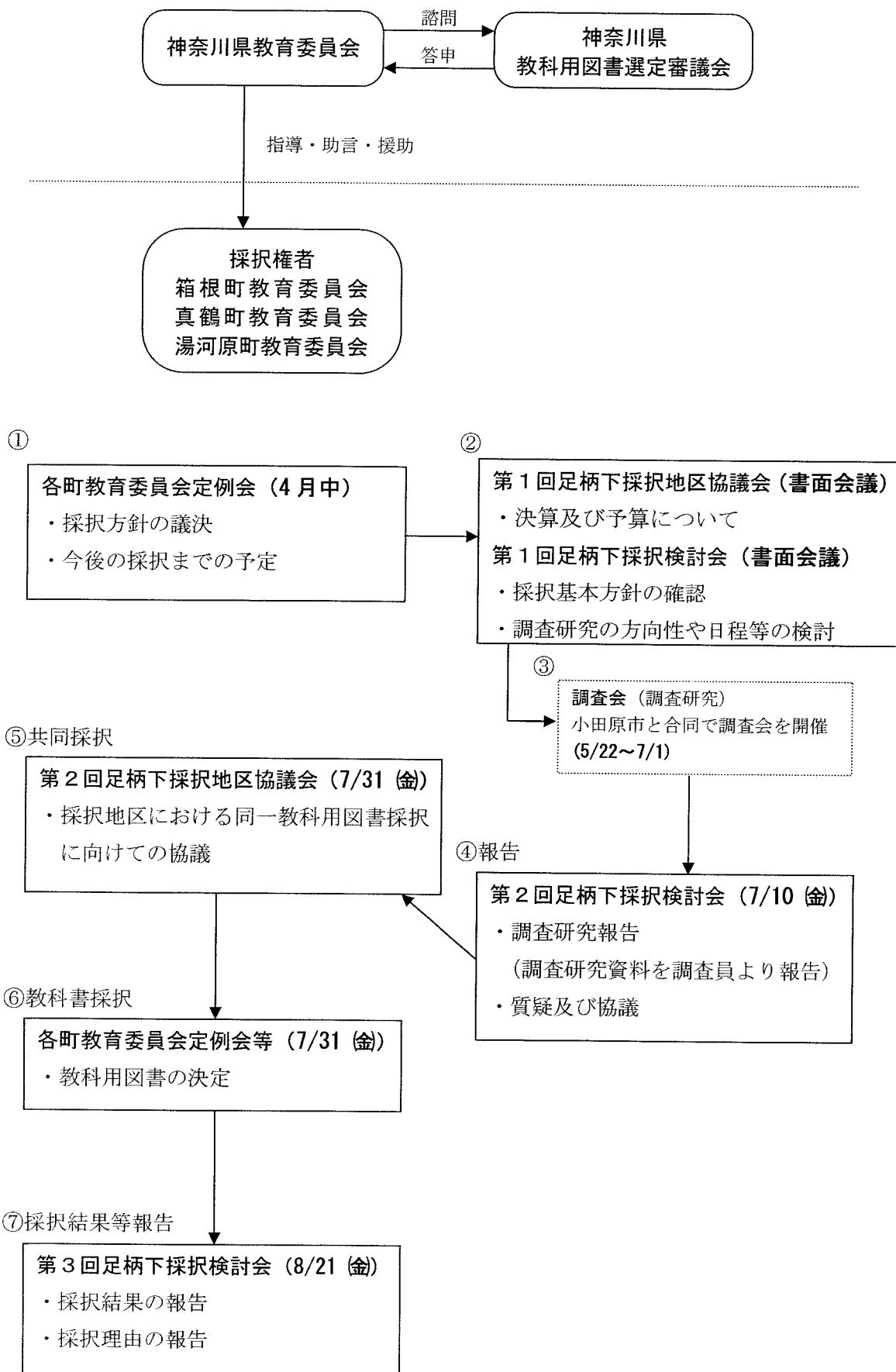
(シ) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を生徒が自分との関わりの中で、主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明確にすることができます、「考える道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるために、多様な考え方、感じ方と出あい交流する「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 発達の段階に応じて、道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるための工夫や配慮がなされているか。

採 択 ま で の 日 程 (案)

	会議名	日時・場所	出席者	内 容
①	各町教育委員会 定例会または臨時会	4月定例会(臨時会)	教育委員及び教育長	<ul style="list-style-type: none"> 採択方針の議決 今後の採択までの予定
②	第1回足柄下採択地区協議会	書面開催	3町教育委員及び 教育長 (資料郵送)	<ul style="list-style-type: none"> 決算及び予算について
③	第1回足柄下採択検討会	書面開催	採択検討会委員 (資料郵送)	<ul style="list-style-type: none"> 採択基本方針の確認 調査研究の方向性や 日程等の検討
	第1回調査会	5月21日(木) 13:30~ 小田原市役所	採択検討会長 各調査員	小田原市と合同で開催 <ul style="list-style-type: none"> 調査員の委嘱 調査研究
④	第2・3回調査会	5月中旬~6月下旬	各調査員	<ul style="list-style-type: none"> 調査員の都合で会場と 日時を決定し、開催
	第4回調査会	7月2日(木) 13:30~ 小田原市役所	採択検討会長 各調査員	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究報告書の作成 調査研究報告
一	教科書展示会	6月12日(金) から14日間 小田原合同庁舎他	町民・教員 教育委員会関係者	
⑤	第2回足柄下採択検討会	7月10日(金) 10:00~ 箱根町立郷土資料館	採択検討会委員 調査員	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究報告 質疑及び協議
⑥	第2回足柄下採択地区協議会	7月31日(金) 9:00~ 箱根町立郷土資料館	3町教育委員及び 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 採択地区における同一 教科用図書採択に向けての協議
⑦	各町教育委員会 定例会または臨時会	7月31日(金)	教育委員及び教育長	<ul style="list-style-type: none"> 教科用図書の決定
⑧	第3回足柄下採択検討会	8月21日(金) 14:00~ 箱根町立郷土資料館	採択検討会委員	<ul style="list-style-type: none"> 採択結果の報告 採択理由の報告

令和3年度使用教科用図書の採択までの流れ



資料 4

教科用図書 意見票(例) 【記入例】

氏名 箱根 一二

1.教科名【 】

2.理由

※採択の参考資料とするため、該当する箇所に「○」を付けてください。

	教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連	足柄下郡の地域性	内容・構成	分量・装丁・表記等
A社	○		○	
B社		○		
C社				

※氏名の公表は行いません。また、無記名で投函したものは集計しません。

令和2年度 中学校教科用図書採択の意見聴取等について

【教科用図書展示会について】

- 1 展示会を法定期間（6/12～7/1）で実施する。
- 2 展示会については、教育委員会（一般向け）及び各学校において法定期間内で実施する。
- 3 各学校には、展示会開始前に見本本を配付し、教員が閲覧できるようにし、展示会終了後に見本本を回収する。
※教科用図書採択後に見本本を配付し、授業での活用を図る。
- 4 展示会については、閲覧者の意見聴取を行う。

【意見聴取について】

- ア 意見聴取については、別紙「教科用図書意見票（例）」を用いて投票形式で行う。
- イ 「教科用図書意見票（例）」には氏名を記入する。名のみ、氏のみの場合や無記名、イニシャル等は無効とする。
- ウ 「教科用図書意見票（例）」は集計するが氏名は公表しない。また、採択後、一か月後に廃棄処分とする。
- エ 「教科用図書意見票（例）」は展示会終了日に各学校等の展示場所から回収する。氏名については、黒塗りをして集計する。
- オ 「教科用図書意見票（例）」は回収後、速やかに集計用紙（指定）に集計し、事務局にメール等で送付する。
- カ 一教科に一票として、全教科投票しても可。一教科でも可とする。

足柄下採択検討会規約

(目的)

第一条 足柄下採択検討会（以下「検討会」という。）は、足柄下採択地区（以下「採択地区」という。）内の町立小学校及び中学校において使用する教科用図書を採択するための採択方針、調査研究や共同採択の進め方について協議を行うことを目的とする。

(検討会を設ける町の教育委員会)

第二条 検討会は、次に掲げる町の教育委員会（以下「各町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 箱根町教育委員会
- 二 真鶴町教育委員会
- 三 湯河原町教育委員会

(委員)

第三条 検討会は、採択地区内の次の機関及び団体などの構成員のうちから各町教育委員会の協議を経て、推薦された24名以内の委員をもって構成する。ただし、各町教育委員会が協議し、必要と認める者にあっては、特別の措置として選出することができる。

- | | |
|-----------------|-----|
| 一 各町教育長及び各町教育委員 | 15名 |
| 二 足柄下郡校長会の代表者 | 2名 |
| 三 足柄下郡教育会の代表者 | 2名 |
| 四 足柄下郡教員代表 | 2名 |
| 五 各町保護者代表 | 3名 |
- 2 委員の任期は当該年度の末までの1年とする。

(役員)

第四条 検討会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。

(役員の職務)

第五条 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第六条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第七条 検討会は専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学校教育の経験豊かな者のうちから会長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、役員が協議の上、定める。
- 4 調査員は神奈川県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また、検討会での協議に必要な資料を作成し、検討会に報告及び説明を行う。
- 5 教科用図書の調査研究については、小田原市教科用図書採択検討委員会と相互に協力して行う。

(委員及び調査員の要件)

第八条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって充てる。

(庶務)

第九条 検討会の庶務は、検討会長の属する教育委員会に事務局を置き、処理する。

(経費及び会計監査)

第十条 検討会の経費及び会計監査については、足柄下採択地区協議会規約の定めるところによる。

(その他)

第十一條 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については各町教育委員会の協議により定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県教科用図書足柄下採択地区協議会規約（平成17年4月1日）は廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

足柄下地区教科書採択に係る会議の傍聴人規則

(傍聴の手続)

第1条 足柄下地区教科書採択に係る会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、年齢等を所定の受付簿に記入し、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の禁止)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴の制限)

第3条 会長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、または拒絶することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手をすること
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙をすること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような挙動をすること

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、次の各号に該当する場合、速やかに退場しなければならない。

- (1) 前条の規定に違反したことにより会長が退場を命じたとき
- (2) 調査員に関する事柄を扱うとき
- (3) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決があったとき

(指示)

第6条 第1条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成26年5月16日から施行する。